

飯塚市 農業委員会 だより

第4号

(令和2年2月)

【編集・発行】

飯塚市農業委員会

飯塚市新立岩5番5号

☎ 0948-22-5522



節分まつり風景

筑前飯塚・地産大豆 de 節分まつり

令和2年2月2日に飯塚市役所本庁正面駐車場におきまして、恒例行事となっております「筑前飯塚・地産大豆 de 節分まつり」が開催され、多くの皆さんにご来場いただき、たいへん賑わいました。

この節分まつりは、地産地消の推進のため、良質な飯塚市産の農産物を皆さんに紹介するとともに、地元の大豆やもち米で作った餅を使用し、皆さんの無病息災を願うものとして開催されています。また、生産者と消費者の交流の場としても大変親しまれており、今回で19回目を迎えた、飯塚市にはなくてはならないお祭りです。

社会問題としてクローズアップされている食品ロス。文字通り、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。

平成 28 年度の食品ロスの量は 643 万トンでした。国民 1 人あたりで見ると年間 51kg となり、これは 1 人あたりの米の年間消費量(約 54kg)に相当します。

農業生産と食品ロス

食品ロスの削減は、日本の低い食料自給率(平成 30 年度 37%)の向上につながると考えられています。消費者の皆さんや食品産業が国内の農業を理解し、地産地消や国産国消(国産志向の増大)を推進すれば、国内の農業生産を促すこととなり、耕作放棄地の再生や国内の農業生産量の増加につながり、食料自給率の向上に貢献することが期待できます。



農林水産省では、食料自給率を令和 7 年度には 45%にする目標を設定しています。一人一人がご飯を 1 日にもうひと口(17 グラム) 食べることにより、食料自給率が 1%向上すると言われています。国産の大豆や小麦、米粉を使ったパンなどを食べることで良いのではないのでしょうか。食料自給率に皆さんが関心を持ち、できることをしていけば少しずつ改善していくと思います。

食品ロス削減の取り組み

食品ロスのうち約半分は家庭で生じたものです。食品ロスを減らすため、小さな行動でも一人ひとりが取り組むことで、大きな削減につながります。買い物時に「買いすぎない」、料理を作る際に「作りすぎない」、外食時に「注文しすぎない」、そして「食べきる」ことが重要です。

3010 (サンマルイチマル) 運動

3010 (サンマルイチマル) 運動という言葉をご存知でしょうか。

この運動は食品のロスを減らすための運動で、パーティーなどの食事会において、開始から 30 分と終了 10 分前には席に座って食事を楽しみましょうというものです。



農家の皆さんが丹精込めて大切に育てた作物です。捨てられることがないよう、ご家庭や職場、地域でこの運動を広めましょう。

農地区分について

Q1 農地区分とは何ですか？

A1 我が国は、国土が狭小でしかも可住地面積が小さく、かつ、多くの人口を抱えていることから、土地利用について種々の競合が生じます。このため、国土の計画的合理的利用を促進することが重要な課題となっています。

このような中で、農地法に基づく農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしております。

Q2 農地はどのような区分に分かれていますか？

A2 農地区分は、農地法において「農用地域内にある農地」、「甲種農地」、「第1種農地」、「第2種農地」、「第3種農地」と5つの区分に分けられています。

Q3 第1種農地とはどのようなものですか？

A3 第1種農地として判断される要件は3項目ございます。下記の項目のいずれかに該当する農地が農地法におきまして、第1種農地として位置づけられます。

- ① おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地が集積された広大な区域に含まれる農地。
- ② 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であり、農産物の生産活動を行いやすい農地。
- ③ 傾斜、土性(どせい)その他の自然条件からみてその近傍(きんぼう)の標準的な農地を超える生産をあげることが認められる農地。

Q4 第1種農地は転用ができないのですか？

A4 第1種農地は、生産性の高い農業の実現という観点から、特に確保・保全することが必要な農地であり、既に一団の農地として集団化した圃場が多く、効率的な農作業を行なえるという特性があります。

農地の中でも、特に食糧生産の基盤を担う付加価値の高い土地であることから、農地法におきまして、原則として許可できない農地として位置付けられています。

ただし、公共性の高い事業に供される場合や農業関係施設の用に供される場合など例外的な場合もございます。

農地の適正な管理

農地法では、農地の所有者等の責務として、雑草等が繁茂しないよう、農地の適正な管理を行うことが定められています。農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すまでに大変な手間と労力がかかるばかりではなく、病虫害の発生や不法投棄の原因になるなど、周辺の農業環境の悪化につながります。耕作放棄地となって管理されなくなると、農地が持つさまざまな機能が失われ、災害時の危険性が高まるとともに、シカやイノシシなどの野生動物のエサ場となり、野生動物の行動圏となってしまい周囲の農作物被害も起こります。

管理が行えておらず、雑草等が繁茂している農地を所有している方は、隣接農地に影響を及ぼす前に、定期的に雑草を刈るなど、農地の適正な管理に努めましょう。



農地の違反転用について

農地(田や畑など)を埋め立てるなど、農地を農地以外のものにする場合は、農地法で定められた農地転用の手続きが事前に必要となります。

農地法の手続きによらずに農地を転用したり、手続きにより転用許可を受けているが、目的どおりに転用していないものは農地の違反転用となり、罰則の適用や原状回復の命令を受けることがあります。



皆さんが所有されている農地は、法令に違反することなく活用されていますか？

ご不明な点がございましたら、お住まいの地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先 : 飯塚市農業委員会事務局

T E L 0948-22-5522 (直通)

0948-22-5500 (代表) 内線 1481・1482

F A X 0948-22-6062 E-メール nou-i@city.iizuka.lg.jp